

		基本実施項目	異常時/未実施時の対処方法及び補足事項	対象者	
				乗務員	定置職
8. 食事					
①	社員同士の会食は、業務中業務外に関わらず当面禁止とする。 【業務中】テイクアウトや宅配の利用を推奨 ・乗務員・・・感染予防対策を実施すること。 ・デスクを持っている社員は原則デスク、デスクを持たない社員は食堂を利用して食事をとること。 【業務外】 ・会食は、感染予防対策を実施の上、感染防止認証店は、2時間程度。感染防止認証店以外は、4名以内で2時間程度。	【食堂および共用スペース利用時の注意事項】 ・時間をすらす ・対面で座らない	○	○	
9. 喫煙					
①	ソーシャルディスタンスの保持		○	○	
②	会話の禁止		○	○	
10. 清掃（車両・設備・器具を含む）					
①	ビニール袋での密閉（マスク、鼻水、唾液がついたゴミ）	※ゴミ箱のゴミは自分でゴミ袋に入れる。	○	○	
②	マスク・手袋の着用、手洗いの徹底		○	○	
③	共有設備（洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ごみ箱、電話等）の頻回洗浄・消毒	・個々の従業員が占有可能な器具は共有を避ける。 ・消毒は、総務部より配布されているものを使用する。			○
④	作業に使用する器具の消毒（作業者が交代するタイミング）				○
⑤	定期的な共用器具（車両点検用工具等）の洗浄・消毒			○	○
⑥	衣類のこまめな洗濯			○	○
11. 来訪者の立ち入り/お客様への訪問					
①	可能な限りはWEB会議システムを活用。（営業、採用説明会・面接等）	【搬入・搬出等業務上必要な場合】 ・搬入・搬出など業務に不可欠な協力会社等の来訪者は従業員と同様の感染対策を求めるため、所属する企業、協力会社等に事業所での感染防止対策の内容を説明する。 ・来訪があった場合及び客先等へ訪問した場合は面談者の相手、時間、場所を記録に残す。 【本社棟への来訪者】 ・応接室への入室は来客者2名、自社2名までとし、それを超える人数の場合は会議室など広い空間を使用する。 ・マスク着用（未着用の場合は1F備えつけマスクを利用してもらう）アルコール消毒の徹底 ・各階到着後に非接触型体温計で体温を測定 ・お茶を出す場合はペットボトル製品を使用し、持ち帰っていただく。			○
12. 外勤/出張					
①	極力WEB会議システムの活用	【業務上必要な場合】 ・上長を得た場合は出張を許可する。 ・上長の許可を得た場合は外勤を許可する。 ・面会相手、時間、経路、訪問場所を記録に残す。			○
13. イベント/セミナーへの参加					
①	原則オンラインでの実施・参加	【対面での会議・イベント・セミナーに参加する場合】 ・リアルセミナーへは本部長の許可を得た場合のみ許可する。 ・参加する場合、座席は近距離や対面にならないようにする。 ・会議、イベント、セミナーの時間、訪問場所、参加者を記録に残す。	○	○	
14. 社内会議/研修の実施					
①	社内会議は原則WEB会議	会議室内座席を1席ずつアクリル板で仕切ることができる場合はリアル会議を許可する。ただし、出先からの出席については本部長の許可をとった場合のみリアル参加とする。	○	○	
②	社内研修は原則オンラインでの実施。		○	○	
15. 朝礼					
①	【支店/営業所】小グループでの実施等「3密」を回避し実施		○	○	
②	全体朝礼はオンラインで実施（月初）		○	○	
③	【本社棟】集合朝礼はオンラインで実施		○	○	
16. 接待					
①	本部長の判断を仰いで実施	・面会相手、時間、経路、訪問場所を記録に残す。			○
17. そのほかプライベート					
①	外出の際は、基本的対策を講じること。	・緊急事態宣言／蔓延防止重点措置／都道府県独自のコロナ警報等が発出された際には不要不急の外出を控えること	○	○	
18. 冠婚葬祭					
①	社員間での結婚式披露宴への出席は控えること。	皆さんで門出をお祝いしたいところだとは存じますが、披露宴は長時間にわたる飲食が発生し、部署でのクラスターが発生する恐れがあることから、社員間での披露宴出席は控えてください。			○

く「社内濃厚接触者」の定義）
・1メートル以内の距離で、必要な感染予防策を行っていても、コロナ陽性者と15分以上接触していた者
※マスクをしていても濃厚接触者としての社内復職基準となりますので、必要最小限での接触にとどめるように注意してください。

〈国立感染症研究所の「濃厚接触者」の定義〉
新型コロナウイルス感染患者（PCR検査等で確定）の感染可能期間（確定陽性に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間）に接触した者の内次の範囲に該当する者を言う。
・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内を含む）があった者
・適切な感染防護無しに患者を看護若しくは介護していた者
・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
・目安として1メートルの距離で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者